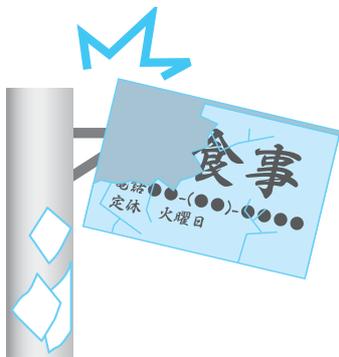


屋外広告物 クリーンキャンペーン

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

屋外広告物は、 安全管理を徹底しましょう！

公衆に対し危害を及ぼす恐れのある屋外広告物の掲出は禁じられています。広告物を掲出する場合は、定期的に適切な点検を行い、広告物の安全管理を徹底してください。



問 市 都市計画課（近江庁舎）
☎ 52-6926 ☎ 52-8790

●屋外広告物とは？

文字、イラスト、写真およびシンボルマークなどを、継続して屋外で公衆に対して表示するものです。

●屋外広告物は許可が必要です

掲出には許可を受ける必要があります。市では、条例に基づきエリアによって掲出できる広告物の大きさや高さに基準を設けて規制しています。必要な許可を得ていない場合は条例違反となります。

また、毎年9月1日～10日を「屋外広告物適正化旬間」とし、期間中、県内一斉に違法広告物のクリーンキャンペーンが実施され、市も違反広告物の簡易除去を行います。

規制の地域 広告物の種類	許可地域 禁止地域以外の全域 (一部を除く)	禁止地域 琵琶湖景観形成地域・ 第一種低層住居専用区域・ 風致地区など
自家用広告物 自己の店名、商標、事業内容などを、自己の住所、営業所、工場等に表示するもの	総面積10平方メートルを超える場合は、許可を受ける必要があります。	総面積5平方メートルを超える場合は、許可を受ける必要があります。ただし、総面積15平方メートル以内の表示に限ります。
非自家用広告物 自家用広告物以外のもの	全て許可を受ける必要があります。	設置できません。ただし、案内図板で個別基準を満たすものは、許可を受ければ表示できます。



米原市長 平尾道雄

米原市の確かな歩みが始まると信じています。

置を決めていただくことで、次の時代に向けた新しい米原市の確かな歩みが始まると信じています。

を承っています。私は議会と真摯に議論し、庁舎の位置を考えてくださっているからこそ、さまざまな御意見を承っています。私は議会と真摯に議論し、庁舎の位置を決めていただくことで、次の時代に向けた新しい米原市の確かな歩みが始まると信じています。

ることが期待されます。

また、新庁舎を滋賀県唯一の新幹線停車駅である米原駅に隣接する位置に建設することで、駅接続の広域観光拠点施設や民間商業機能を併せ持つ複合庁舎として整備が可能であり、米原市の強みと特性を活かし、まち全体の活性化、米原市の未来を切り開く拠点となることが期待されます。



市政言



9月から始まる米原市議会第3回定例会に米原市役所位置設定条例の一部を改正する条例について提案します。

新庁舎の位置については、市民、関係団体の代表および学識者で構成する米原市庁舎等整備検討委員会からの答申を重く受け止め、市役所内で議論を重ねた上で選定し、その経過についても市民のみなさんにお知らせをいたしました。

本年6月に公表した米原市庁舎等整備基本構想では、現庁舎の抱える市民サービスの利便性の向上や危機管理面での不安などの課題解決を図る目的で、現在の4庁舎を統合して、新庁舎を米原駅東口の市有地に整備する方針を示しました。

また、新庁舎を滋賀県唯一の新幹線停車駅である米原駅に隣接する位置に建設することで、駅接続の広域観光拠点施設や民間商業機能を併せ持つ複合庁舎として整備が可能であり、米原市の強みと特性を活かし、まち全体の活性化、米原市の未来を切り開く拠点となることが期待されます。